

小山田地区防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この組織は、小山田地区防災連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 本協議会は、地震、台風、大雨等に対し地区住民の相互協同の精神に基づき、関係団体等の活動を効果的に運用することにより、防災体制の確立を図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区住民の防災意識の高揚に関すること。
- (2) 地区内防災関係団体・機関の連携及び充実強化に関すること。
- (3) 防災訓練等の計画の作成等に関すること。
- (4) 被災時における人材・資材の確保、避難経路、避難所に関すること。
- (5) その他防災に関すること。

(組 織)

第4条 本協議会は、次に掲げる地区内の団体及び防災リーダーによって組織する。

- (1) 小山田地区連合自治会
- (2) 市消防団小山田分団
- (3) 各町自主防災隊
- (4) 小山田地区民生委員児童委員協議会
- (5) 交通安全協会小山田支部
- (6) 小山田女性部
- (7) 小山田地区老人クラブ連合会
- (8) その他地区防災に関係するもの

(役員等)

第5条 本協議会に会長、副会長、書記、会計、防災リーダー、委員、監査を置く。

- 2 会長は、小山田地区連合自治会長をもって充てる。
- 3 副会長は、小山田地区連合自治会副会長及び市消防団小山田分団長をもって充てる。
- 4 防災リーダーは、養成講座を修了し認定を受けた者とする。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各自治会長（正副連合自治会長を除く）
- (2) 各自主防災隊長
- (3) 小山田地区民生委員児童委員協議会長
- (4) 交通安全協会小山田支部長
- (5) 小山田女性部長
- (6) 小山田地区老人クラブ連合会長
- (7) その他地区防災に関係する者

6 書記及び会計は、前項の委員の中から各1名を互選する。

7 監査は、4項の委員の中から2名を互選する。

（役員等の責務）

第6条 会長は、本協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはいずれかの副会長がその職務を代理する。

3 書記は、会議資料を準備し、会議内容を記録する。

4 会計は、予算を適正に執行管理する。

5 防災リーダーは、防災訓練計画や事業についての企画等を行う。

6 監査は、会計事務を監査する。

（役員等の任期）

第7条 役員及び委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1ケ年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員及び委員は、再任されることができる。

（参与）

第8条 本会に参与を置き、会議で意見を述べることができる。

2 参与は、次に掲げる者とする。

- (1) 小山田地区市民センター館長
- (2) 小山田駐在所巡查
- (3) 小山田小学校長
- (4) 西陵中学校長

（会 議）

第9条 本協議会の会議は、総会及び役員会とする。

（総 会）

第10条 本協議会の総会は、会長、副会長、書記、会計、防災リーダー、監査及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じ、会長が召集し、その議長を務める。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他特に必要な事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、書記、会計及び防災リーダーで構成する。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他特に必要と認めたこと。

(事務局)

第12条 本協議会の事務局は、小山田地区団体事務局に置く。

(防災計画)

第13条 本協議会は、災害に強いまちづくりのため、「小山田地区防災計画」を別に定める。

(会計)

第14条 本協議会の会計は、小山田地区連合自治会からの支出金をもって充てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査が行う。但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(協議会の変更報告)

第17条 本協議会で変更が生じたときは、その旨を小山田地区市民センターに報告するものとする。

附 則

この規約は、平成18年7月19日から実施する。

この規約は、平成20年6月6日 一部改正